

上水道のご使用にあたって

この度は上水道をご使用いただきありがとうございます。
ご使用にあたっては、次の内容についてご確認ください。

1. 水道の使用開始・中止等

水道の使用を開始または中止するときは、3日前までに長浜水道企業団へお電話ください。
ただし、使用を中止できるのは下記の場合に限ります。

- 建物において居住者がいない場合
- 建物がなく利用されていない土地の場合

2. 水道メーターの検針

2カ月に一度、長浜水道企業団から委託している検針員が水道メーターの検針に伺います。
(地域により検針日が異なります。また天候等により前後することがあります。)

検針後、「水道ご使用量等のお知らせ」によりご請求額をお知らせします。

検針にご協力をお願いします。特に次の点に注意してください。

- (1) メーターが入っているメーターボックスの上に、植木鉢や自動車などを置かないようにお願いします。
- (2) 犬などのペットがいると、検針員が近づけませんので、メーターボックスの近くに繋がないようにお願いします。



3. 料金のお支払い

お支払い方法は、口座振替と納入通知書が選択できます。(クレジットカードでのお支払いはできません。)

(1) 口座振替によるお支払い

引落を希望される市内に本支店のある金融機関窓口にて通帳と届出印によりお手続きください。
引落日は、検針月の翌月の5日です。(休業日の場合は翌営業日) 下水道は翌々月の5日です。

(2) 納入通知書によるお支払い

検針月の20日過ぎに納入通知書を郵送しますので、金融機関かコンビニエンスストアにてお支払いください。(支払い手数料はかかりません。) 下水道は翌月20日過ぎに郵送します。

※ 水道料金はお住まいの地域によって異なります。詳しくはホームページをご覧ください。

4. 給水の停止

(1) 料金支払いの滞納

料金は支払い期限内にお支払いください。再三の催告にもかかわらずお支払いがない場合は、給水を停止します。

(2) 事故・災害等

事故(漏水修理による断水等)や災害などの理由により、やむを得ず給水を停止したり制限することがあります。

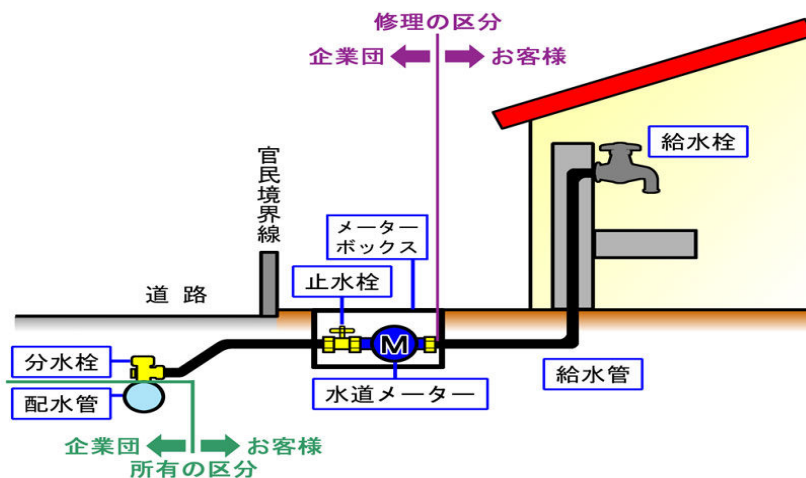
5. 水道メーターの交換

水道メーターは、計量法により8年の有効期限内に取替えます。費用はかかりません。
長浜水道企業団から委託している取替員がお伺いします。

6. 給水装置の所有および管理区分

給水装置とは、道路内の配水管の分岐部分から各家庭等の蛇口まで（メーターを除く。）をいい、その所有者はお客さまですので適切な管理を行ってください。

給水装置は、お客さま（所有者）が維持管理をしなければなりません。下記の図のとおり道路からメーターボックスまでの漏水等の修繕は、お客さまサービスの一環として長浜水道企業団が行います。（賃貸物件については管理業者等へ連絡してください。）



7. 宅内の水漏れ確認方法

地面や家の壁が濡れていたり、いつもに比べて水量が多いときなどは漏水の疑いがあります。

(1) 確認方法

ご家庭の蛇口をすべて閉めた状態で、水道メーターのパイロット部分（銀色のコマ）を見てください。パイロットがゆっくりとでも回転していれば漏水の疑いがあります。

水漏れの水量によっては高額な水道料金となりますので、定期的な確認をお勧めします。

(2) 修理

上記の方法により漏水が見つかった場合は、長浜水道企業団指定給水装置工事事業者へ修理を依頼してください。なお、メーターまでの漏水は長浜水道企業団へご連絡ください。

宅地内での漏水は修理費用や漏水による水道料金もお客さま負担になります。ただし、地下埋設管など目に見えない箇所での漏水の場合は水道料金の一部を減免する制度があります。



長浜水道企業団

給水区域：長浜市（全域）・米原市（旧近江町）
〒526-0047 滋賀県長浜市下坂浜町 248-22
TEL0749-62-4101 FAX0749-63-6819

<http://www.eonet.ne.jp/~nagasui>

「ながはまのすいどう」で検索